

横浜市立大学における責任ある研究活動のための実施指針

令和元年11月5日

研究不正防止推進責任者裁定

1. 目的

公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程で定める「公正な研究活動」を推進するため実施指針を定める。

本学における構成員（教職員及び学生）は、次の基準に基づき責任ある研究活動を実施し、未然に不正を防止する風土を醸成することで、科学の健全な発展に寄与する。

2. 責任ある研究活動の実施基準

(1) 研究者間の合意

研究計画の初期段階で、研究者間であらかじめ研究の進め方や公表の仕方などについての同意を得ること

(2) 役割の明確化

複数の研究者による研究を実施する場合、その成果発表における責任著者及び各研究者の役割・責任を明確にし、オーサーシップの条件を満たすこと

(3) 法令の遵守

関係法令、学内規則等を遵守して適切に研究を推進すること

(4) 組織的なマネジメントの実施

民間機関等と共同研究を実施する場合は、あらかじめ知的財産権の帰属等について契約を取り交わすとともに、利益相反マネジメントを実施すること

(5) 研究データ等の保存

実験ノート・データ、研究資料・試料等を、一定の期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合にはこれを開示すること

(6) 研究成果発表前の確認

責任著者は、研究成果の発表前に別紙「事前チェックシート（基本事項）」にて必要な手続きが完了していることを確認すること

3. 留意事項

- (1) この方針にもとづき各学部・研究科において研究分野の特性、組織形態、構成員に対応した実効的な方法を検討すること
- (2) 研究不正防止推進責任者は、定期的に自己点検を行い、実施状況を把握し、改善に努めること